

中小建設事業主の皆さまへ

“認定職業訓練”を通じて企業価値向上につなげませんか？

従業員の **能力開発・人材育成** の取組を **支援** します！

人材開発支援助成金（建設労働者認定訓練コース）

助成金の概要

建設業における労働者の育成及び技能継承を図るため、建設業に関連する認定職業訓練または指導員訓練を実施する場合に必要な助成を行います。

本コースは、対象となる助成金を受給した場合に上乗せして支給される助成金です。支給要件にご留意ください。

※認定職業訓練…職業能力開発促進法に定める基準に適合するものとして都道府県知事が認定した訓練のこと
指導員訓練…職業訓練の指導員の養成及び能力の向上のための訓練のこと

経費助成

支給対象

中小建設事業主

支給要件

- ・建設関連の認定職業訓練または指導員訓練を実施すること
- ・都道府県から「広域団体認定訓練助成金」または「認定訓練助成事業費補助金」の交付を受けていること

支給額

都道府県からの補助金で助成対象となった経費の額 × **6分の1**

賃金助成

支給対象

中小建設事業主

支給要件

- ・建設労働者に対して認定職業訓練または指導員訓練を受講させること
- ・人材開発支援助成金（人材育成支援コース）の支給決定を受けていること

支給額

建設労働者1人につき、認定訓練を受講した日数 × **3,800円**

申請手続き

訓練終了後、定められた期限までに「支給申請書」の提出が必要です。

経費助成の支給申請をする場合…

「認定訓練助成事業費補助金」又は「広域団体認定訓練助成金」の精算確定に係る都道府県の通知が発出された日の翌日から **2か月以内** に、「支給申請書」と添付書類を提出してください。

賃金助成の支給申請をする場合…

人材開発支援助成金(人材育成支援コース)の支給申請期間内に、「支給申請書」と添付書類を提出してください。

留意事項等

- ・ 本コースの助成対象となる「認定訓練」は、認定職業訓練または指導員訓練のうち、支給要領 別表3「認定訓練における建設関連の訓練の種類等一覧」に掲げる訓練課程及び訓練科についての訓練に限ります。
- ・ 本コースの経費助成を受給する場合、都道府県から「広域団体認定訓練助成金」または「認定訓練助成事業費補助金」の交付を受けて認定訓練を実施することが必要ですが、**当該助成金・補助金の交付を受けていない場合**であっても、認定訓練の実施について「人材開発支援助成金(建設労働者技能実習コース)」の助成対象となる場合があります。詳細は、「人材開発支援助成金(建設労働者技能実習コース)」のリーフレットをご確認ください。

詳細・お問い合わせ

助成金の詳細は下記ウェブサイトをご覧くださいか、各都道府県労働局にお問い合わせください。

■ 支給要領



■ 都道府県労働局
お問い合わせ先

